

袋井市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、袋井市立図書館（以下「図書館」という。）において雑誌スポンサー制度を実施することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するための資料の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌を市民の利用に供するに当たりその雑誌架扉又はこれに類する場所及び雑誌カバーに当該雑誌スポンサーに関する広告を掲示する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 図書館における資料の充実の後援を目的として図書館に雑誌を提供する民間事業者その他の者をいう。ただし、個人からの提供は除くものとする。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 雑誌スポンサーとなることができる者は、市税を滞納していない者で、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者
- (4) その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生

法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者

(6) 法令、条例、規則等（以下「法令等の規定」という。）に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと袋井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

2 雑誌の提供期間中に、前項の規定に該当するに至った場合も同様とする。

（掲示する広告物の基準）

第4条 雑誌スポンサーから提供を受ける雑誌架等に掲示する広告物は、その記載内容が次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 法令等の規定に違反していないものであること。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること。

(3) 第3条第1項第4号に規定する目的に該当しないものであること。

(4) 虚偽又は誤認させるおそれがないものであること。

(5) 他の者との比較その他の方法を用いることにより他の者の権利を侵害するおそれがないものであること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、図書館に掲出することが適当であると認められるものであること。

2 教育委員会は、図書館に掲出する広告が前項各号に掲げる要件に適合していないと認めるときは、その記載内容について雑誌スポンサーに修正を指示することができる。

（広告等の規格）

第5条 雑誌カバーの表面に掲示する名称等の表示ラベルの規格は、次のとおりとする。

区 分	規 格
表示ラベルの大きさ	縦4センチメートル、横13センチメートル以内
表示ラベルの色	地色は黄緑色、文字は黒
貼 付 位 置	雑誌カバー表面の中央下部

2 雑誌カバーの裏面に掲示する広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA4判以下とする。

3 雑誌架扉又はこれに類する場所に掲示する広告は、雑誌スポンサーの作成による片面広告で、大きさはA5判以下とする。

4 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(雑誌スポンサーの申込み)

第6条 雑誌スポンサーの申込みをしようとする者は、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから図書館に提供する雑誌を選定し、袋井市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に掲示する広告及び必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 同一の雑誌について申込みが重複した場合は、申込み時期の早いものを優先する。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、承諾の可否を決定し、袋井市立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。

(雑誌の提供期間)

第8条 雑誌の提供期間は、雑誌の提供日から1年以上とする。

2 広告の掲示期間は、雑誌の提供期間と同様とする。

(雑誌の提供)

第9条 雑誌スポンサーは、刊行された雑誌を遅滞なく市民の利用に供するため、教育委員会が次条に定める方法により、図書館に雑誌を提供するものとする。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が収集した他の資料と同様の取扱いをするものとする。

3 雑誌スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他図書館に雑誌を提供することができなくなるおそれがあるときは、提供する雑誌の変更その他必要な事項について、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(雑誌の納入方法)

第10条 図書館に提供する雑誌は、雑誌スポンサーが指定する書店等が図書館へ納入するものとする。

(雑誌購入代金の支払方法)

第11条 図書館に提供する雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーの全額負担とし、雑誌スポンサーが書店等に直接支払うものとする。

(広告の変更)

第12条 掲示を始めた日から3月を経過する日までの間にある広告は、これを変更することができない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する期間を経過した広告を変更しようとするときは、あらかじめ、新たに掲示する広告を教育委員会に提出し、その掲示について教育委員会の承認を受けなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項に規定する広告の変更の手續について準用する。

(雑誌の提供の中止の申出)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの決定の取消し)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による決定を取り消すものとする。

(1) 雑誌スポンサーが前条の規定により雑誌の提供の中止を申し出た場合において、その内容を審査した上で、これを承認するとき。

(2) 雑誌スポンサーが第3条第1項のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(3) 雑誌スポンサーが第4条第2項の規定による修正の指示に応じなかったとき。

(雑誌スポンサーの責務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサー制度の休止)

第16条 災害等のやむを得ない事情により、雑誌の配架が困難になったときは、本制度は一時休止する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、袋井市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

袋井市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

袋井市教育委員会

申込者 所在地

名 称

代表者

⑩

袋井市立図書館に雑誌を提供したいので、袋井市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、雑誌スポンサー決定のため、市税の納付状況について教育委員会が確認することに同意します。

	雑誌の名称	刊行の形態	提供先
提供する雑誌 及び提供先		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 袋井 <input type="checkbox"/> 浅羽 <input type="checkbox"/> 月見分室
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 袋井 <input type="checkbox"/> 浅羽 <input type="checkbox"/> 月見分室
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 袋井 <input type="checkbox"/> 浅羽 <input type="checkbox"/> 月見分室
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 袋井 <input type="checkbox"/> 浅羽 <input type="checkbox"/> 月見分室
提供希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
雑誌を納入する 書店等			
担当者氏名及び 連絡先			

(注)

- 1 提供を希望する雑誌の刊行の形態及び希望する提供先については、該当する箇所にレ印を記入してください。
- 2 広告及び必要書類を添付して提出してください。

様式第2号（第7条関係）

袋井市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

第 号

年 月 日

様

袋井市教育委員会 印

年 月 日付けで申込みのあった図書館への雑誌の提供について、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承諾	<input type="checkbox"/> 不承諾
提供を受ける雑誌 及び受入れ図書館		
受入期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
雑誌を納入する 業者（書店等）		
不承諾の理由		

(注)

- 1 提供された雑誌の所有権は、袋井市に帰属します。
- 2 雑誌の配架の位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取扱いについては、図書館が決定します。
- 3 提供する雑誌が廃刊になる場合その他雑誌の提供ができなくなると見込まれる場合は、あらかじめ袋井市教育委員会と協議してください。
- 4 掲示する広告の内容は、掲示した日から3月間は変更することができません。また、掲示した日から3月以上経過した広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告について袋井市教育委員会の承諾を受けてください。